

食事サービスのご案内

1. 事業概要

この事業は、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し配食を実施することにより、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

2. 対象者

食の確保が困難な 65 歳以上の独居または高齢者世帯の方

3. 利用料

①400 円/1 食(チケット交換制)

②チケットは10枚つづりのものを利用開始日に配達員から購入していただきます。
再発行はできません。

《メニューの例》

10 日		11 日		12 日	
大亀屋	焼肉、キャベツサラダ、竹の子ピリ辛煮	信濃屋	鶏天、きのこウインナー炒め、たたきごぼう	大亀屋	焼塩鮭・春巻き、ピーマン炒め、ミートボール
17 日		18 日		19 日	
大亀屋	エビカツ、塩野菜炒め、小松菜浸し	信濃屋	牛大根、法菜和え物、蓮根金平	信濃屋	チキンステーキ、ポテトフライ、野菜サラダ



※この写真はイメージです

4. 委託事業所

名称：福島市弁当惣菜協会
所在：福島市鎌田字卸町 5 番地の 9
連絡先：024-553-8255

5. 注意事項

- ①緊急時に対応可能な親族等の協力員を3名指定してください。
- ②初回利用日の調整に関しては、長寿福祉課から開始連絡先あてに連絡をします。
- ③配達は10時から12時の間です。
順番に回りますので、時間の指定はできません。
チケットと引き換えに配達員から手渡しで受け取っていただきます。
- ④配食を休む場合、前日(月曜日分は土曜日)の午後3時までに上記委託事業所まで連絡してください。
お休みの理由や期間、再開時期についても詳細にお伝えください。
連絡がない場合、通常どおりチケットをいただきます。
- ⑤6か月以上配食を休止された場合は、再申請が必要になります。

6. 申請窓口

地区の担当地域包括支援センター、長寿福祉課、各支所

7. お問い合わせ先

〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係
TEL 024-525-7657

